

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和3(2021)年度補正予算概要	1～2
2 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子	3～4
3 公の施設の指定管理者の指定について	5～7

1 令和3(2021)年度補正予算概要

(1) 一般会計

[歳出]

衛生費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
後期高齢者 医療事業費	△88,446	後期高齢者医療 療養給付費負担金減 △88,446	

[債務負担行為補正]

(変更)

(単位：千円)

事項	補正前	補正後
	限度額	限度額
女性センター 管理委託料	137,935	137,821

(2) 後期高齢者医療事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	補正額	説明	
繰入金	△42,467	一般会計繰入金減	△42,467
		保険基盤安定軽減分減	△14,217
		職員給与費等分減	△11,697
		前年度精算分	△16,553
繰越金	82,484	前年度繰越金増	82,484
補正額計	40,017		
補正後予算額	4,518,128		

[歳出]

(単位：千円)

科目	補正額	説明	
後期高齢者医療 広域連合納付金	40,017	後期高齢者医療広域連合納付金増	40,017
補正額計	40,017		
補正後予算額	4,518,128		

2 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

出産育児一時金の支給額を改定するため

(2) 改正内容

出産育児一時金の支給額「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。(第4条第1項)

(3) 施行期日

令和4年1月1日から施行する。

(4) 適用区分

改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

函館市国民健康保険条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">（出産育児一時金）</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、規則で定める場合には、これに3万円を限度として規則で定める額を加算するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、または例による場合を含む。次条第2項および附則第2条の2第5項において同じ。）または地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>	<p style="text-align: center;">（出産育児一時金）</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、規則で定める場合には、これに3万円を限度として規則で定める額を加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

3 公の施設の指定管理者の指定について

(1) 函館市消費生活センターの指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

名称 函館市消費生活センター

位置 函館市梁川町10番25号

イ 指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

住所 函館市新川町35番9号

名称 特定非営利活動法人函館消費者協会

代表者の氏名 理事長 佐藤 秀臣

ウ 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

特定非営利活動法人函館消費者協会

(イ) 評価内容

評価基準に基づき審査を行い，適当と認められるため候補者とした。

オ 管理委託料

78,080千円

(2) 函館市女性センターの指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

名称 函館市女性センター

位置 函館市東川町 1 1 番 1 2 号

イ 指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

住所 函館市桔梗 3 丁目 2 8 番 2 4 号

名称 につぼん生活文化楽会

代表者の氏名 代表 原田 菜摘

ウ 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

につぼん生活文化楽会

(イ) 評価内容

評価基準に基づき審査を行い，適当と認められるため候補者とした。

オ 管理委託料

1 3 7 , 8 2 1 千円

(3) 梁川公園内交通公園施設の指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

名称 梁川公園内交通公園施設

位置 函館市梁川町24番2号

イ 指定管理者の住所、名称および代表者の氏名

住所 函館市五稜郭町16番1号

名称 函館中央交通安全協会

代表者の氏名 会長 片岡 格

ウ 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

函館中央交通安全協会

(イ) 評価内容

評価基準に基づき審査を行い、適当と認められるため候補者とした。

オ 管理委託料

49,115千円